

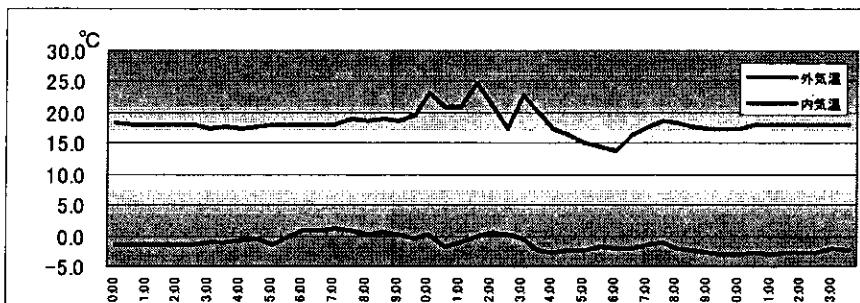
Contents 1. 事業背景／2. 計画概要／3. 事業効果 4. 阻害要因

1. 事業背景

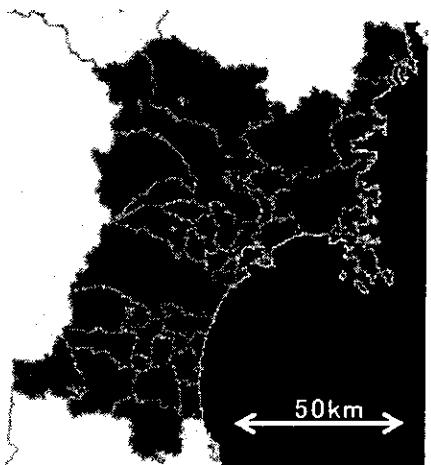
参照：調査報告書 P8~10, 「00. はじめに」

■農業生産法人 (有)未来彩園概要

- 営業品目：施設野菜トマトの周年生産・販売・加工
- 平成16年9月 宮城県アグリビジネス戦略計画認定を受け設立
- 平成17年4月 操業開始
- 温室面積：10,393m²（ダブルフェンロー型）
- 植え付け株数：約23,000株、収穫量320,000kg
- ボイラー稼動期間：9月～5月
- ハウス内外の気温差：最大値35.9℃、平均値10.8℃



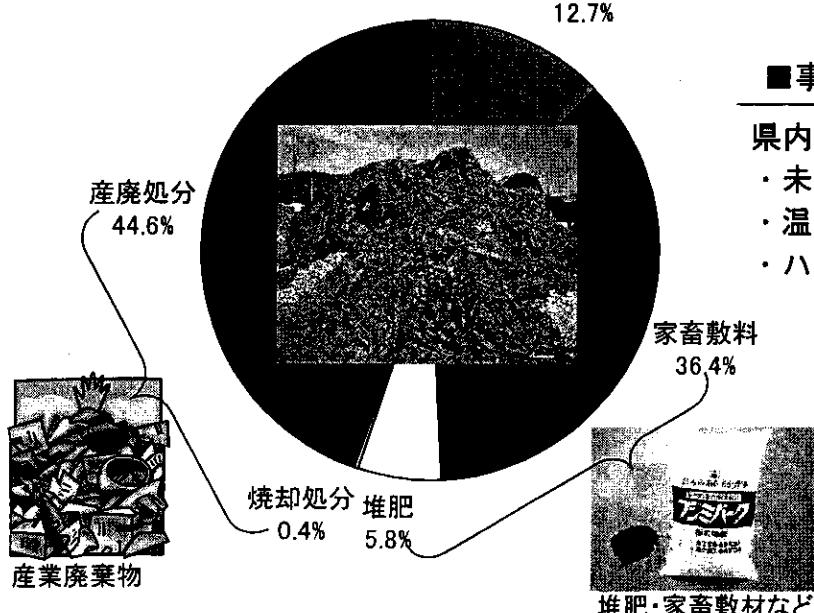
- A重油消費量：年間400,000ℓ
(H19年) 75.5円/ℓ → 年間燃料費：30,200,000円
(創業当初) 36円/ℓ → " : 14,400,000円



■宮城県内未利用バイオマスとしての“バーク(スギ樹皮)”

- 県内林業由来のバーク材排出量：17,000t
→その45%を産業廃棄物として処理

燃料利用
12.7%



■事業目標

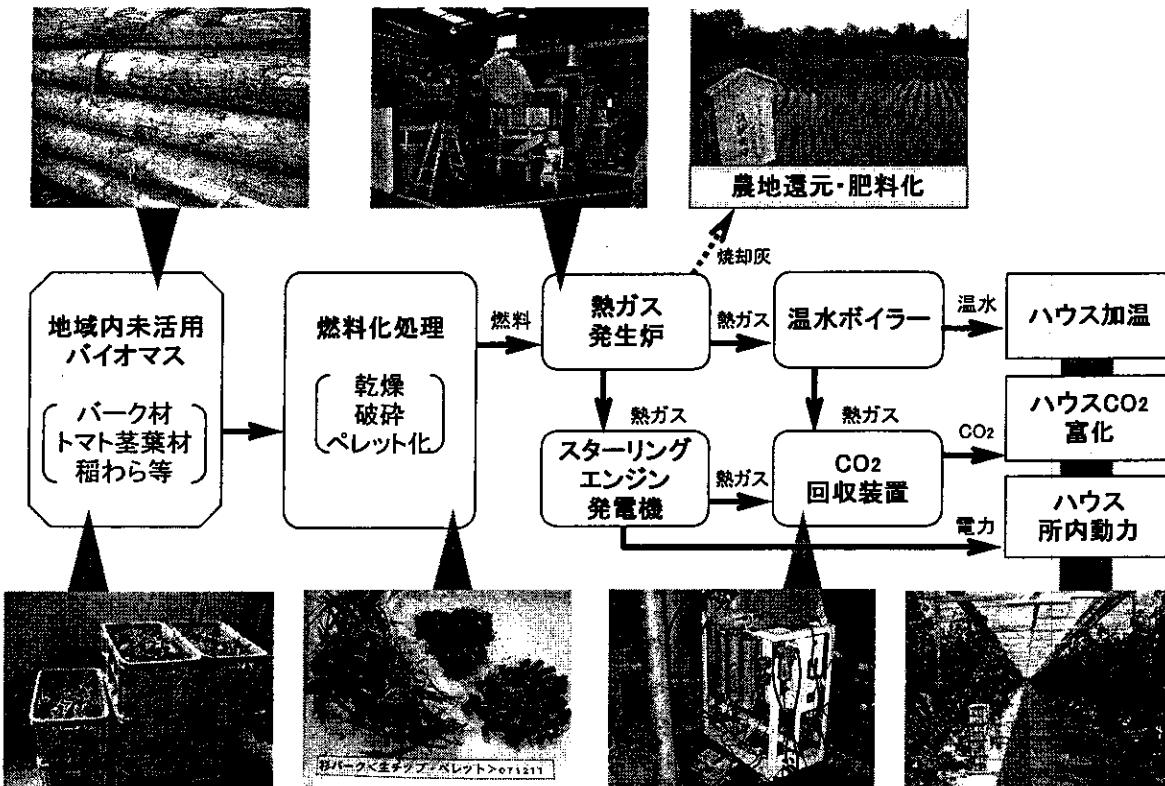
- 県内バーク材による化石燃料からの代替
- ・未活用バイオマスの有効活用
- ・温室効果ガスの削減
- ・ハウス栽培事業の採算性向上

規制改革会議 地域振興TF ヒアリング資料 木質バイオマスの利用促進について No.2

平成20年5月27日 みやぎ未来バイオ合同会社 MIYAGI FUTURE BIO CO.,LLC

2. 計画概要

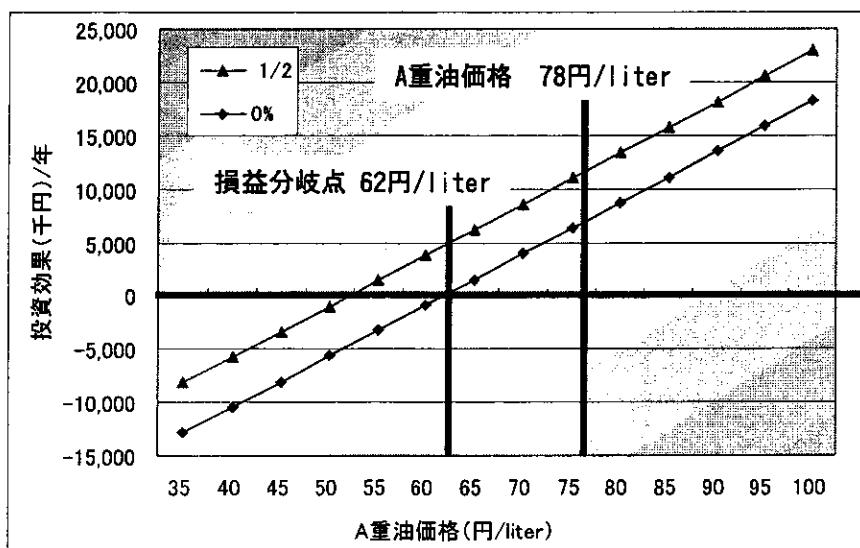
参照：調査報告書 P42~51, 「04. トータルシステム設計」



3. 事業効果

■事業による総投資効果 参照：調査報告書 P72~72「07-3 総合評価」

- A重油価格62円/literにて、投資効果を得ることができる。



■前提条件

- ペレット生産量:3,100kg/日
- CO2回収装置を含む。
- 設備関係費合計:147,200千円
- 焼却灰処理費用:6,000円/t × 20t/年を含む。
- 設備費の減価償却期間:15年
- 何らかの補助金を受けた場合についても試算(但し土建関係は対象外)
- 補助率・A重油価格変動, CO2売却益を含みます。

■事業効果の推定

- 損益分岐点:62円/liter
(補助率1/2の場合:52.1円/liter)
- 現在のA重油価格においては
10,000千円/年の投資効果

規制改革会議 地域振興TF ヒアリング資料 木質バイオマスの利用促進について No.3

平成20年5月27日 みやぎ未来バイオ合同会社 MIYAGI FUTURE BIO CO.,LLC

4. 阻害要因

参照：調査報告書 P16~19, 「01-2-1). 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について」

■ “バーク＝産業廃棄物”としての取扱

□木材加工業の加工工程で発生する副産物(バーク、オガ粉、製材端材など)有価で販売できないもの

→「産業廃棄物」のうちの「木くず」と認定。

平成9年以降、廃掃法・ダイオキシン類対策特別措置法の規制により、産業廃棄物と認定されている。

また、この規制による認定は、都道府県・市町村により統一性がない。

□木質バイオマスが廃棄物とされた場合

1) 規制に対応するためのコストアップ

2) マニフェストによる管理、産業廃棄物の収集運搬・中間処理施設としての許可が必要。

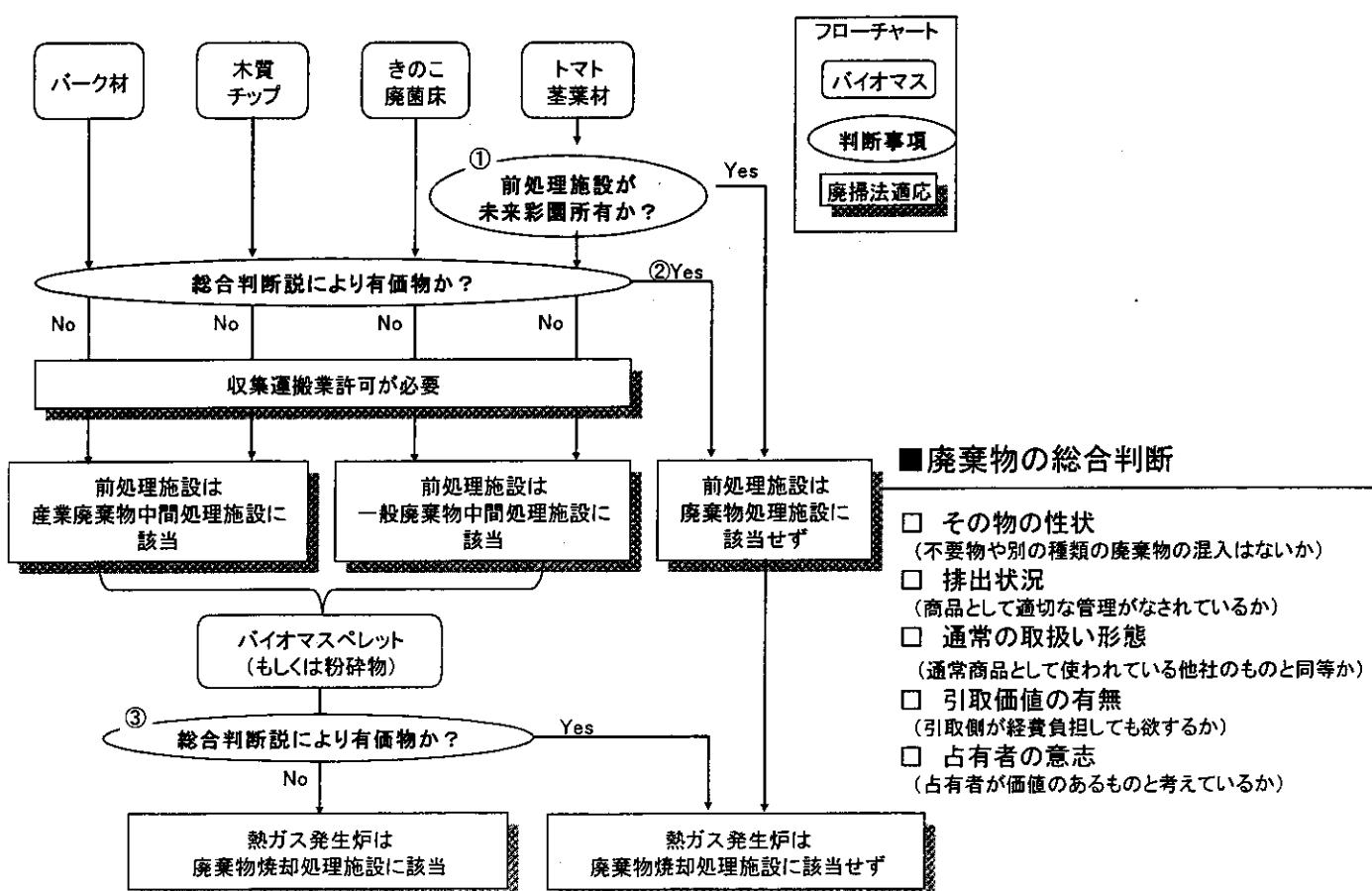
3) 土壌改良剤等としてリサイクル可能な焼却灰も産業廃棄物に該当（一廃 処理費用6,000円/t）。

以上の負担増加に伴い、木質バイオマスの利用が進まない。

□再生利用認定制度対象の観点から

廃タイヤはそれに含まれている鉄をセメント原料として使用することを条件に同認定品目とされた結果、ボイラー燃料としての事例が多く見られる。しかし、燃焼ガス・焼却灰等を比較して鑑みると、木質バイオマスは同等 以上の有効資源と考える。

■廃掃法への対応フロー 参照：調査報告書 P18, 「<廃棄物の総合判断について>」



13 環境省 特区第12次 再々検討要請回答

管理コード	130010	プロジェクト名	
要請事項 (事項名)	再生利用認定制度対象品目の拡大(木質バイオマス等)	都道府県名	宮城県
提案主体名	みやぎ未来バイオ合同会社		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	循環型社会形成推進基本法第2条 廃棄物処理法律第8条、施行規則第1条の7、 ダイオキシン類特別措置法第12条 大気汚染防止法第6条
制度の現状	廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき行わなければならない。

求める措置の具体的な内容
他の廃棄物を混入しないオガ粉・チップ材・パーク材等の木質バイオマス(以下「木質バイオマス」と略記)を再生利用認定制度の認定対象廃棄物に加える。もしくは、同制度同等の措置(処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置できるようにする)をとる。ないし、「専ら再生利用の目的となる廃棄物」に指定する。これにより、バイオマスエネルギーの利活用促進に資する。
具体的事業の実施内容・提案理由
今日の原油価格の高騰に伴い、重油由来の熱エネルギーを用いる各事業体においては、経済的打撃を被る中、他方では、木質バイオマスの熱源利用の取り組みが見られる。この取り組みは一部の大規模な施設を有する事業体において顕著であり、小規模な事業体においては浸透していない。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」と略記)における産業廃棄物処理に係る各種許可申請が一つの障壁になっていると考えられる。弊方においては、木質バイオマス、特に宮城県内においてその8割が廃棄されているパーク材を、トマトのハウス栽培の熱源として利用することを検討しているが、前述と理由を同じくして実現に支障をきたしている。 再生利用可能でありながら産業廃棄物の対象となる品目については、平成9年度の廃掃法改正により再生利用認定制度に指定され、規制緩和措置が敷かれている。しかしながら、木質バイオマスについては、廃棄物の再生利用に係る特例制度(廃掃法第9条の8及び第15条の4の2)の中で、「認定の対象となる廃棄物」に指定されておらず、また、「認定の基準」の4には、「受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと」とあり、現状、認定対象とは成り難いところである。これは、熱利用中の焼却工程において発生するダイオキシンを懸念したことと思われるが、物の性状や排出状況の定期的な確認と報告を義務付けることにより、その発生を未然に防ぐことが可能であり、環境生活の保全上支障をきたすものではない。また、本法の上記による規制の緩和は、カーボンニュートラルエネルギーの導入を促進するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	III
<p>再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全上支障が生じることのないことや、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の厳格な要件に該当する再生利用に限って業の許可及び施設の許可を不要とする廃棄物処理法上の特例制度である。御提案の、木質バイオマスを熱源利用(熱回収)する場合は、そもそも「再生利用」に当たらないため再生利用認定制度の対象とすることはできない。なお、再生利用認定制度の「再生利用」に熱回収まで含めてしまうと、廃棄物処理の優先順位(①発生抑制、②再利用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理)に沿った処理が確保できなくなるおそれがあることから、特例制度としては再生利用までが適当とされているものである。</p> <p>専ら再生利用の目的となる廃棄物については、当該廃棄物が確実に再生利用されるものであることが前提であるところ、木くず等については現状において不法投棄・不適正保管等の不適正処理がなされることが頻発しており、確実に再生利用されているとは言えないこと、かつそもそも木質バイオマスの熱源利用は再生利用には当たらないことから、これを専ら再生利用の目的となる廃棄物と扱うことはできない。</p> <p>また、廃棄物はぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質を有しており、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることによって否定されるものではないことから、木質バイオマスを熱源利用する場合に、廃棄物処理法における許可制度の適用外とすることはできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>現在、焼却処分されている産業廃棄物を有効に活用するという意義があるものと考えるが、提案を実現するという観点からも提案者がどのような方法を取りうるのか、回答の中で明確にされたい。右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>	<p>御回答のうち「木くず等については(中略)確実に再生利用されているとは言えないこと」については、以下の3点を条件として、業の許可・施設設置の許可等において、特区として認定されたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・熱回収利用に当てるものを、県内で排出されるバーク材へ限定する(※)。・あらかじめ回収先を県知事あて申請することとし、あらたに追加する場合においても変更申請することとする。・月ごとの回収量・焼却量を計測・記録し、この結果を毎年1回、都道府県知事に報告する。 <p>※ 別紙の「背景3」を参照のこと</p>	<p>御提案の内容については、必要な許可を取得していただければ実施可能なものと考えられる。再生利用認定制度は、広範囲から相当量の廃棄物を収集し、再生利用することをもって廃棄物の減量に資するような再生利用について、全国を活動の範囲とできるよう、都道府県知事の許可ではなく環境大臣の認定による廃棄物処理に係る規制の特例と位置付けられているところである。このため、対象廃棄物については、適正な再生利用が確実に行われるものを個別に定めることとしており、御提案の廃棄物については前回回答のとおり当該制度の対象とすることは困難である。</p> <p>専ら再生利用の目的となる廃棄物の対象品目については、当該品目全体が確実に再生利用されるものであることが前提であり、前述のとおり木くず等については品目全体として確実に再生利用されているとは言えず、これを対象とすることはできない。</p> <p>なお、廃棄物処理法においては、都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられており、御提案の内容については特区によるまでもなく都道府県知事の判断により実施可能である。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

仮に提案者が有償で木くずを買い取る場合には、廃棄物としてではなく「有価物」として扱われ、廃棄物処理法の適用を受けて、提案主体の意図が事実上実現できると解してよいか、回答されたい。

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D

「措置の内容」の再見直し

一

御提案における木くずが有価物と判断されれば、廃棄物処理法の適用対象外となる。ただし、当該物の引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等事業全体として引渡し側に経済的損失が生じている場合は、廃棄物の収集運搬に当たり、同法が適用されることとなる。

なお、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断すべきものである。有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は廃棄物であるか否かを判断する上で一つの簡便な基準にすぎず、廃棄物処理法の規制を免れるため恣意的に有償譲渡を偽装する場合等も実際に見られるため、有償譲渡がなされていたとしても有価物と判断できない場合がある。